

令和6年6月分

No	件名	期間	契約の相手方	契約金額(税込)	随意契約理由	根拠法令
1	内線電話(ナースコール)用 及び看護師長用スマートフォン	R6.6.10 ～ R6.7.31	西日本電信電話(株)関西支店	2,030,600円	各種システム等への接続及びアプリ設定を行った業者であり、本事業者でなければ円滑な接続設定ができないことから随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
2	内視鏡(GIF－H290Z)修理	R6.6.12 ～ R6.7.31	オリンパスマーケティング(株)大阪支店	706,035円	当該機器の製造業者であり、他者では修理できないことから、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
3	スパイダー修理	R6.6.21 ～ R6.9.30	小西医療器(株)大阪営業所	836,000円	当該機器の登録業者内で唯一の代理店であるため、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
4	厨房施設内衛生害虫駆除業務	R6.6.28 ～ R7.2.28	日本管財(株)	2,145,000円	当該業者は当院の設備管理業務の受注者で、同種・同様の業務を受注していることから、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号